

「横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」
事業者選定プロポーザルにかかる質問事項及び回答

No.	項目	いただいた質問とその回答
1	質問	市内事業者に金融（リース会社）がない為、金融役割として横須賀市外のリース会社を協力事業者として参加させることは可能か。 また、その際に市、事業者、リース会社（市外）の3者契約としてリース契約を締結することは可能か（例として第三者賃貸方式など）。
	回答	当該プロポーザル実施要領において、市内中小企業の活用（下請け業者または協力事業者の選定にあたっては、市内中小企業を優先して選定すること）について記載していますが、協力事業者の所在を市内に限定するものではありません。 また、本件については、3者間契約は行わず、プロポーザル実施要領及び仕様書に記載の業務内容について、1対1（「横須賀市」と「市内事業者」）の契約を締結します。

No.	項目	いただいた質問とその回答
2	質問	業務実施体制で業務の一部を下請けに出した場合、下請けとなる企業は参加にあたり必要となる書類はあるか。
	回答	プロポーザル実施要領において、本案件の参加者資格の一つとして「平成 29 年度から令和 3 年度の期間において、本事業と類似の事業履行実績（高圧施設の屋上または屋根における太陽光発電設備等の設備設計および導入業務の履行実績が 2 件以上）を有していること。ただし、実績は本市における事業実績でなくても構わない。また、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者（下請事業者を含む）が有する実績でも構わない。」としていることから、本業務の実施にあたり、下請けとなる事業者が当該実績を有している場合には、事業者実績一覧（様式 2-2）に記載のうえ、その実績を証明する書類（契約書及び仕様書の写し）を併せて提出していただきます。

No.	項目	いただいた質問とその回答
3	質問	1 級設計士について、社外依頼する場合でも、申込時点で予定技術者経歴書（様式 2-3）や資格証の写しは必須となるか。
	回答	本案件の参加者資格を有しているか確認を要するため、必須とします。 当該プロポーザル実施要領において、本件の参加者資格の一つとして「本業務の実施体制に建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士を置くこと」としていることから、参加申込時点で予定技術者経歴書（様式 2-3）及び資格証の写しを求めています。

No.	項目	いただいた質問とその回答
4	質問	参加者資格について、所在区分は市内とするとある。 また、一括再委託は認めないと記載のとおり、一括再委託でなければ、登録されている業種（電気、設計、リースなど）は限定されないという解釈でよいか。
	回答	本案件は、「横須賀市内に所在があり、競争入札参加資格資格を有すること（登録されていること）」を参加者資格としています。その登録業種については限定していません。 また、ご承知いただいているとおり、業務の一括再委託は認めません。しかし、参加者が業務の一部を再委託または下請けに出す場合、市内中小企業の活用（下請け業者または協力事業者の選定にあたっては、市内中小企業を優先して選定すること）について記載していますが、協力事業者の所在を市内に限定するものではありません。 なお、契約については、プロポーザル実施要領及び仕様書に記載の業務内容について、1対1（「横須賀市」と「市内事業者」）の契約を締結します。

No.	項目	いただいた質問とその回答
5	質問	参加者資格としている事業実績について、公共施設に関わらず民間事業でもよいか。
	回答	当該プロポーザル実施要領に記載のとおり、「平成29年度から令和3年度の期間において、高圧施設の屋上または屋根における太陽光発電設備等の設備設計および導入業務の履行実績を2件以上有すること」としており、公共施設の実績に限定するものではありません。

以上